

令和 4 年 度

姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査委員

令和5年8月17日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	有 馬	剛 朗
同	重 田	一 政

令和4年度姫路市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和4年度姫路市内部統制評価報告書について、次のとおり、審査意見書を提出します。

令和4年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年8月17日

姫路市監査委員	三輪	徹
同	芝野	稔
同	有馬	剛朗
同	重田	一政

1 審査の対象

令和4年度姫路市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部署から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手順」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、記載はおおむね相当である。

(指摘事項)

観光スポーツ局（現観光経済局）観光文化部観光課（以下「観光課」という。）が令和2年10月、37万4,000円の経費を掛けて、「姫路の観光ご招待券」の冊子を印刷発注により作製したが、その冊子に含まれる市内遊園地の入園割引券について、本来は10%割引と記載すべきところ、誤って無料と記載していた。令和3年3月に遊園地運営法人から指摘があり、表記ミスが発覚した。招待券は有効期限の令和5年3

月末までに63枚が使用され、観光課は令和5年6月、遊園地運営法人が受けた損害額20万2,680円（入園料の90%相当額）を賠償した。

本市では、不祥事や事務処理ミス等が発生した場合は「不祥事・事務処理ミス等報告書」を、また、再発防止策を実施した場合は「不祥事・事務処理ミス等の再発防止策実施報告書」を総務局総務部職員倫理課（以下「職員倫理課」という。）に提出することとなっており、観光課は、令和4年2月に両報告書を提出した。また、令和4年3月31日に当該事案の対応方針を市長決裁で決定した。

当該事案の原因は、招待券の印刷発注内容の確認及び作製された印刷物の確認について、組織によるチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであり、内部統制の対象事務として再発防止に取り組むべきものである。しかしながら、令和3年度及び4年度のいずれのリスク評価シートにも当該事案の記載がなかった。さらに、運用状況の評価も行われていないことから、評価手続に不備があったと言わざるを得ない。

内部統制推進部署及び内部統制評価部署は、まず、評価手続の不備に至った原因を究明し、速やかに対応策を整備すべきである。そして、当該事案のリスク対応策についてモニタリングを実施し、運用状況の評価を行うべきである。

5 意見

- (1) 令和5年7月から内部統制推進部署が職員倫理課から総務局総務部行政管理課（以下「行政管理課」という。）に変更となり、行政管理課が内部統制の推進及び評価の双方を担当することになった。職員倫理課へ報告される不祥事や事務処理ミス等については、内部統制の対象事務となる蓋然性が高いものであるため、行政管理課は職員倫理課と緊密に連携して情報収集に努め、庁内各部署に報告事案の評価と対応を求めるなど、このたびのようなリスクの洗い出しや識別漏れがないよう対応されたい。また、庁内各部署から提出されたリスクを精査し、重要性の大きいリスクを優先的に評価されたい。
- (2) リスク評価シートについては、定期監査で指摘された事項が不備として把握されていないものが令和4年度にもあった。また、リスク評価シートに記載するものの、事務処理ミスが繰り返されている事案があった。行政管理課は、今後も引き続き、内部統制の整備及び運用が形骸化することのないよう庁内各部署と十分な意思疎通を図り、内部統制体制が有効に機能するよう努められたい。
- (3) 「姫路市内部統制に関する基本方針」で目指す「市民に信頼される市役所の実現」のためには、市長の事務部局以外の行政委員会等においても、市長の下で内部統制制度に取り組むことが効果的であると考えられる。他都市においての実施事例もあることから、制度の導入に向けて、引き続き対応を検討されたい。

- (4) 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)では内部統制を推進する部局の役割について、内部統制の整備及び運用が形骸化しないよう適切な権限を有する必要があること、必要に応じて各部局にリスクの再評価を求めること、リスク対応策に不備や不十分な点がある場合には各部局にリスク対応策の再検討などの対応を求めることなどが示されているが、「姫路市内部統制指針」では内部統制推進部署の役割に関し、これらの権限は定められていない。令和5年7月から行政管理課が内部統制の推進及び評価を担当することになったことも踏まえ、当該指針を改正するなどして行政管理課に権限を付与し、内部統制体制を強化されたい。